

2022年12月27日

[明石市長への要求書]

自治労明石市職員労働組合

## 2023年度予算における「住民の健康と福祉充実」及び

### 社会福祉・保健職場に関する要求書

貴職におかれましては益々ご健勝のことと存じます。

少子・高齢化の急速な進行などにより、地方自治体における市民からの福祉行政サービスの要望は非常に高まるなかで多様化しており、福祉・保健・健康職場における業務量は増加し、複雑化しています。また、コロナ禍の影響により多くの世帯が生活に困窮するなど、新たな対応を迫られています。

こうした状況で職員は自らも感染リスクを抱える中、福祉の向上や市民の要望に応えるため、日々努力しています。しかし、福祉・保健・健康職場の実態は、業務量の増加に見合った人員配置が十分なされているとは言い難いものがあり、時間外勤務の検証からも、組織的な対応がなされず、職員個々の懸命な努力にまかせているのが実態です。厳しい環境下で、過重労働やメンタル疾患で倒れる職員も増えており、職員個人の努力には限界があります。

市民の健康と福祉の増進を図るために、各職場の実態を踏まえ、下記のとおり要求します。

なお、回答については1月10日までに文書でいただきますよう申し入れいたします。

## 記

### I. 福祉・保健サービスの供給体制の充実について

- (1) 福祉6法（老人・児童・母子及び寡婦・身体障害者・知的障害者福祉法・生活保護法）担当ケースワーカーを専任で必要人数を配置するとともに、査察指導を行う者をケースワーク経験者で5級以上の格付けとして配置し、福祉事務所機能の充実をはかること。
- (2) 市立保育所を充実させるとともに直営で運営すること。

### II. 職員の配置等について

#### (1) 国民健康保険課

- ①保健事業、医療費分析等、年々、専門的かつ多岐にわたる業務が増加しており、事務職を1名増員すること。（管理係）
- ②年度当初の減員および年度途中での異動による減員による業務量過多のため、事務職2名増員すること。（収納係）
- ③クレーム対応や賦課の内容について説明を求められるケースが増加しており、事務職を1名増員すること。（賦課係）

#### (2) 長寿医療課

高齢者の増加に伴う業務量過多の解消及び減員を復元するため、事務職を1名及び任期付短時間勤務職員を1名増員すること。

#### (3) 福祉総務課

業務量の過多を解消するため、事務職を1名増員すること。（総務係）

#### (4) 福祉施設安全課

事業所の指導等には高度な専門性が必要であり、経験者を配置すること。

#### (5) 障害福祉課

業務量の過多を解消するため、事務職を1名増員すること。

#### (6) 生活福祉課

- ①休暇・業務のあり方に配慮した人員配置を行うこと。（CW）
- ②出納業務が多いため、正規職員を多く配置すること。（庶務担当）

#### (7) 地域共生社会室

- ①業務量の減少がないのに職員2名減らされたため、事務職を1名・作業療法士を1名増員すること。また、係長が長期事務従事となっていることを解消すること。（地域総合支援担当）
- ②業務量過多の解消及び減員を復元するため、事務職を1名増員すること。  
（共生社会づくり担当）

- (8) 高齢者総合支援室
- ①現体制を維持すること。(高年福祉担当)
  - ②申請件数の増加に対応するため、事務職を1名増員すること。(介護認定担当・審査係)
- (9) あかし保健所 保健総務課
- ①減員を復元するため、事務職を1名増員すること。
  - ②リモートワークの推進、オンライン会議に対応したネット環境・資材の整備及びオンライン会議用の部屋を確保すること。
- (10) 保健予防課
- ①補助金申請等の業務量過多を解消するため、継続して事務職を1名配置すること。(感染症対策係)
  - ②任期付短時間勤務職員ではなく、正規職員を配置すること。(疾病予防係)
- (11) 相談支援課
- 欠員(退職)や長期休職(産休・育休・私療)に対する代替職員を配置すること。
- (12) 生活衛生課
- 所管法令の改正に伴う業務量増加のため、専門職を1名増員すること。また、期間に関わらず産休・育休には代替職員を配置すること。(監視指導係)
- (13) 子育て支援室 子育て支援課
- 業務量過多の解消のため、事務職を1名増員すること。
- (14) 児童福祉課
- 制度拡充、海外派遣による減員に伴う業務量増加に対応するため、事務職を1名増員すること。
- (15) こども健康課
- 任期付短時間勤務職員では担当可能業務が限定されることから、正規職員への置き換えを行うこと。また、業務量増加のため、保健師を4名増員すること。
- (16) こども育成室
- ①業務量過多を解消するため、事務職を1名増員すること。(利用担当)
  - ②業務量過多を解消するため、事務職を1名増員すること。(企画担当)
- (17) 明石こどもセンター
- ①業務量の増加に対応するため、人員を増員すること。(緊急支援課)
  - ②児童相談所運営指導指針の基準を下回っており、業務量過多を解消す

- るため、事務職を2名・福祉職を4名増員すること。(こども支援課)
- ③交代制勤務のシフトを円滑にまわすため、および業務過多の解消をするために、正規福祉職を1名、任期付短時間勤務職員を2名増員すること。(こども保護課)

### Ⅲ. 保育所の改善について

- (1) パート保育士の欠員が長期化し、欠員がますます増加しており、欠員や代わりの常勤保育士の補充も未だできていない園があるので、パート保育士や代わりの常勤保育士を至急配置すること。その上で、何らかの有効な対策を立て、慢性的なパート保育士や常勤保育士の欠員状態を早急になくすこと。
- (2) 公立保育所における障害児保育の充実のため、一人一人の子どもの発達を十分に保証できる加配保育士を現場の意見を十分に聞き、速やかに配置すること。また、加配保育士を引き上げる際は、現場と十分な意見交換をし、現場(担任保育士)も納得した上で、要支援児の十分な保育の保障ができるような結論を出すこと。
- (3) 副所長の業務内容が煩雑になっているようで、本来、フリー兼副所長となっていたが、副所長がフリーとしてクラスに入ることが困難になっている園や、副所長・週休代替え保育士以外のフリー保育士が1人の園は、フリー保育士を増員すること。
- (4) 温暖化で、気温が高く、夏の日差しもかなり強くなっており、園児・職員ともに熱中症の危険があるので、全園の園庭に、きちんと陰になる丈夫な日よけを設置すること。
- (5) 各園で施設の老朽化が進み、パーテーションの開け閉めが困難になっていたり、手洗場の数の不足や、安全や衛生面が確保できないなどの問題が出てきており、それらを解消するため、早急に施設の改善を行うこと。
- (6) 4歳児・5歳児のクラス担任は保護者対応やクラス運営が様々な問題で大変難しくなっていることから、複数担任とすること。特に1人担任の5歳児クラスは、就学前加配を4月から配置すること。
- (7) 臨時保育士が園全体の職員数の6割以上になっていることから、各クラスの担任の過半数を正規保育士で配置することが出来るように正規職員を採用すること。
- (8) 担任保育士の配置基準は0才2:1、1才3:1、2才4:1、3才10:1、4才18:1、5才20:1とすること。
- (9) 臨時職員の労働条件を改善すること。
  - ① 子どもたちへのよりよい保育と安全確保のため、明石市での経験を重

視した雇用をすること。また、人材育成のため安定して継続して働けるようにすること。

② 明石市での経験年数を重視し、賃金やその他の手当などを改善すること。

(10) パソコンをフリーと各クラスに最低一台ずつ配置し、各保育室で庁内LANを接続して使えるようにすること。

(11) 全園フルタイムの用務員を配置すること。

#### IV. 感染症について

厚生労働省の「保育所における感染症対策ガイドライン」にある季節に合わせた適切な室温（夏期 26 度～28 度・冬季 20 度～23 度）が保持できるよう、保育所内のエアコン・ヒーターの業者による内部清掃・点検・修理・交換を各季節に必ず間に合うように速やかに行うこと。

#### V. こども園について

4・5 歳児の学年加配を現状のまま配置すること。

#### VI. 延長保育について

(1) 開所時間・閉所時間については厳守するよう徹底すること。迎えの時間がひんばんに 19 時を超える保護者がいる園もあり、19 時の閉所時間（閉門時間）を文書で知らせるだけでなく、実効性のある対策を立てること。

(2) 延長保育時の障害児についての人員を加配すること。また、延長保育の人員配置については、安全な保育ができるための人員を速やかに配置すること。